

別表第一 (第四十八条関係)

書類の種類	作成区分	記載事項
毎日の相場及び取引高報告書	毎日	<p>記載事項</p> <p>一 日付</p> <p>二 商品取引所名</p> <p>三 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類</p> <p>四 取引の種類</p> <p>五 限月</p> <p>六 相場</p> <p>七 取引高</p> <p>八 取組高</p>
毎月の相場及び取引高報告書	毎月	<p>記載上の注意</p> <p>一 法第二條第三項第一号に規定する取引（以下「現物先物取引」という。）のうち、銘柄別先物取引の場合にあっては、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。</p> <p>二 法第二條第三項第四号に規定する取引（以下「オプション取引」という。）の場合にあっては、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る対価の額をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。</p> <p>三 法第二條第十項第一号二に規定する取引（以下「実物取引」という。）の場合にあっては、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。</p> <p>四 限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること（以下この表において同じ。）。</p> <p>五 限月については、限日取引の場合にあっては記載を要しない（以下この表において同じ。）。</p> <p>六 相場については、帳入値段又は帳入指数を記載すること。</p> <p>七 取引高については、毎日の取引成立高を記載すること。</p> <p>八 取組高については、毎日の立会終了後において取引成立済の累計から決済が終了したものの累計を差し引いた未決済残高を記載すること。</p> <p>一 日付については、当該月の末日を記載すること（毎月の会員等別の取引高報告書において同じ。）。</p> <p>二 取引高については、毎月の取引成立高を記載すること。</p> <p>三 受渡高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載し、当月限の受渡完了高を記載すること。</p> <p>四 権利行使高については、オプション取引の場合においてのみ記載すれば足りる。</p>
		<p>一 日付</p> <p>二 商品取引所名</p> <p>三 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類</p> <p>四 取引の種類</p> <p>五 限月</p> <p>六 当該月中の相場であつて営業日において成立した最高の対価の額又は約定価格等</p> <p>七 当該月中の相場であつて営業日において成立した最低の対価の額又は約定価格等</p> <p>八 取引高</p> <p>九 受渡高</p> <p>十 権利行使高（自己の意思表示により成立した取引の数量をいう。以下同じ。）</p>

<p>毎日の会員 等別の取引 高報告書</p>	<p>毎月の会員 等別の取引 高報告書</p>	<p>一連の取引 報告書</p>
<p>毎日</p>	<p>毎月</p>	<p>毎日</p>
<p>一 日付 二 商品取引所名 三 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四 取引の種類 五 限月 六 会員等の氏名又は商号若しくは名称 七 売付高 八 買付高 九 売取組高 十 買取組高</p>	<p>一 日付 二 商品取引所名 三 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四 取引の種類 五 限月 六 会員等の氏名又は商号若しくは名称 七 渡高 八 受高 九 権利行使高 十 被権利行使高（相手方の意思表示により成立した取引の数量をいう。以下同じ。）</p>	<p>一 日付 二 時刻 三 商品取引所名 四 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 五 取引の種類 六 限月 七 会員等の氏名又は商号若しくは名称 八 会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別 九 取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の別 十 番号 十一 売付け又は買付けの別</p>
<p>一 売取組高については、売付けに係る取組高を記載すること。 二 買取組高については、買付けに係る取組高を記載すること。</p>	<p>一 渡高及び受高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載すれば足りる。 二 権利行使高及び被権利行使高については、オプション取引の場合においてのみ記載すれば足りる。</p>	<p>一 時刻については、取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の時刻を記載すること。ただし、単一の対価の額又は約定価格等による競売の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたものの時刻を記載すれば足りる。 二 会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたもののみを可能な限り記載すること。 三 番号については、商品取引所が、取引の申込み又は取引の成立を識別するために付している番号を記載し、取引の申込みの取消しの場合にあつては、当該取消しを行う取引の申込みに付した番号を記載すること。ただし、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、番号を付している場合のみ記載することとする。</p>

十二 新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別

十三 取引の申込みの種類

十四 取引の申込み若しくは取引の申込みの取消しに係る価格又は成立した取引に係る対価の額若しくは約定価格等

十五 数量

四 売付け又は買付けの別、新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別及び取引の申込みの種類については、取引の申込みの取消しの場合にあつては当該取消しを行う取引の申込みについて記載し、取引の成立の場合にあつては当該成立した取引の申込みについて記載すること。

五 売付け又は買付けの別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたものの売付け又は買付けの別を記載すれば足りる。

六 新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたもののみを可能限り記載すること。

七 取引の申込みの種類については、商品取引所の業務規程その他の規則で定める約定価格等をあらかじめ指定する取引の申込みその他の取引の申込みの種類を記載することとし、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたもののみを可能限り記載すること。

八 取引の申込み若しくは取引の申込みの取消しに係る価格又は成立した取引に係る対価の額若しくは約定価格等（取引の申込み又は取引の申込みの取消しに係る価格に限る。）については、会員等又は委託者が取引の申込みを行う際に、約定価格等その他の価格を指定していない取引の申込み又は当該取引の申込みの取消しである場合にあつては記載することを要せず、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては立会中に行われた取引の申込み又は取引の申込みの取消し時点における仮約定価格等（約定価格等の形成の過程における暫定的な対価の額又は価格若しくは数値をいう。）を記載することとする。

九 数量については、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたものの数量を記載すれば足りる。

別表第一の二
(第四十八条関係)

書類の種類	記載事項	記載上の注意
大口建玉報告書	<ol style="list-style-type: none"> 一 日付 二 商品取引所名 三 商品市場 四 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 五 取引の種類 六 限月 七 会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別 八 会員等の氏名又は商号若しくは名称 九 委託者の氏名又は商号若しくは名称 十 会員等又は非会員等の別 十一 住所 十二 当業者又は非当業者の別 十三 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無 十四 建玉の数量 十五 売付け又は買付けの別 	<ol style="list-style-type: none"> 一 限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること。 二 限月については、限日取引の場合にあつては記載を要しない。 三 会員等の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。 四 委託者の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。 五 会員等の氏名又は商号若しくは名称については、委託者の計算による取引である場合にあつては、当該委託者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けた会員等の氏名又は商号若しくは名称を記載すること。 六 会員等の自己の計算による取引である場合にあつては、委託者の氏名又は商号若しくは名称を記載することを要しない。 七 会員等又は非会員等の別については、委託者の計算による取引である場合であつて、当該委託者が報告に係る商品市場において取引をする会員等である場合はその旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては記載を要しない。 八 住所及び当業者又は非当業者の別については、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては会員等について、委託者の計算による取引である場合にあつては委託者について記載すること。 九 当業者又は非当業者の別については、報告に係る上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買等を業として行っている者を当業者として記載し、それ以外の者を非当業者として記載すること。 十 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無については、委託者の計算による取引である場合であつて、商品取引所が当該委託者に対し当該商品取引所の業務規程その他の規則に定める建玉の数量の制限を超えて取引を行うことを認めている場合は、その旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては記載を要しない。 十一 建玉の数量については、一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第三欄に掲げる数量を超えている場合にあつては、報告に係る商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げるすべての上場商品構成物品又は上場商品指数に係る建玉の数量を記載すること。 十二 建玉の数量については、商品市場における取引の状況が第四十八条第四項各号のいずれかに該当する場合にあつては、報告に係る上場商品構成物品又は上場商品指数のすべての限月に係る建玉の数量を記載すること。

別表第二 (第四十八条関係)

商品取引所		数量		上場商品構成物品又は上場商品指数の種類		数量	
東京工業品取引所	農産物商品取引所	農産物市場	千八百枚	大豆(一般大豆)	五十枚	大豆(No-GMO大豆)	五十枚
	東京工業品取引所	商品市場	数量	とうもろこし	五十枚	とうもろこし	五十枚
				アラビカコーヒー生豆	五十枚	アラビカコーヒー生豆	五十枚
				ロブスタコーヒー生豆	五十枚	ロブスタコーヒー生豆	五十枚
				精糖	二十枚	精糖	二十枚
				粗糖	五十枚	粗糖	五十枚
				くん煙シート(RSS)	五十枚	くん煙シート(RSS)	五十枚
				金	百枚	金	百枚
				銀	百枚	銀	百枚
				白金	二十枚	白金	二十枚
パラジウム				二十枚	パラジウム	二十枚	
東京工業品取引所	商品市場	数量	ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚	
			灯油	五十枚	灯油	五十枚	
			軽油	五十枚	軽油	五十枚	
			原油	五十枚	原油	五十枚	
			ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚	
			灯油	五十枚	灯油	五十枚	
			アルミニウム	二十枚	アルミニウム	二十枚	
			日経・東工取商品指数	五十枚	日経・東工取商品指数	五十枚	
			金	百枚	金	百枚	
			ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚	
中部大阪商品取引所	商品市場	数量	灯油	五十枚	灯油	五十枚	
			軽油	五十枚	軽油	五十枚	
			大豆(No-GMO大豆)	五十枚	大豆(No-GMO大豆)	五十枚	
			大豆(米国産大豆)	二十枚	大豆(米国産大豆)	二十枚	
			小豆	二十枚	小豆	二十枚	
			とうもろこし	五十枚	とうもろこし	五十枚	
			冷凍えび	二十枚	冷凍えび	二十枚	
			精糖	二十枚	精糖	二十枚	
			粗糖	二十枚	粗糖	二十枚	
			国際穀物等指数	五十枚	国際穀物等指数	五十枚	
関西商品取引所	商品市場	数量	コーヒー指数	五十枚	コーヒー指数	五十枚	
			農産物・飼料指数市場	八百枚	農産物・飼料指数市場	八百枚	
			砂糖市場	三千枚	砂糖市場	三千枚	
			水産物市場	二千七百枚	水産物市場	二千七百枚	
			農産物市場	千二百枚	農産物市場	千二百枚	

別表第三（第五十条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
先物取引日記帳	<p>一 商品取引所の名称又は商号</p> <p>二 上場商品構成物品又は上場商品指数</p> <p>三 約定日時</p> <p>四 対価の額又は約定価格等</p> <p>五 取引の種類</p> <p>六 売付け又は買付けの別</p> <p>七 数量</p>	<p>一 商品先物取引業を行う者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。</p> <p>二 約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。</p> <p>三 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>四 (1) 新規又は決済の別 (2) 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 限月 (2) 権利行使期間及び権利行使価格 (3) プット又はコールの別 (4) 新規又は決済の別 (5) 権利行使又は被権利行使の別</p> <p>五 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。</p> <p>一 商品先物取引業を行う者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。</p> <p>二 約定日時については、板寄せ取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。</p> <p>三 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。</p>
先物取引受渡計算帳	<p>一 商品取引所の名称又は商号</p> <p>二 上場商品構成物品</p> <p>三 限月</p> <p>四 約定日時</p> <p>五 約定価格又は権利行使価格</p> <p>六 受渡年月日</p> <p>七 受渡数量</p>	<p>一 商品先物取引業を行う者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。</p> <p>二 約定日時については、板寄せ取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。</p> <p>三 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。</p>

別表第四（第百十三条関係）

帳簿の種類	注文伝票	記載事項	記載上の注意
	一 商品又は商品指数 二 自己又は受託の別 三 委託者等名 四 受注日時 五 約定日時 六 対価の額又は約定 七 価格等 八 取引の種類 九 取引又は買付け の別 十 指値又は成行その 他注文の種類 十一 受注数量（数量が ない場合） 十二 数量に準ずるも の 十三 約定数量（数量 がない場合） 十四 数量に準ずるも の	一 法第二十条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあつては、記載することを要しない。 二 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三 受注日時及び約定日時については、法第二十条第十四項各号に掲げる取引の場合にあつては、受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。 四 約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引（以下この表において「板寄せ取引」という。）の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。 五 受注日時及び受注数量については、自己の計算による取引の場合であつて、かつ、商品市場における取引及び外国商品市場における取引の場合にあつては、発注日時及び発注数量を記載するものとする。 六 取引の種類については、法第二十条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 七 新規又は決済の別 八 取引の種類については、法第二十条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 九 権利行使期間及び権利行使価格 十 プット又はコールの別 十一 新規又は決済の別 十二 権利行使又は被権利行使の別 十三 法第二十条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 十四 取引の種類については、法第二十条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 十五 指値又は成行その他注文の種類については、指値の場合にあつては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあつては、取引を行う日（商品市場における取引にあつては、場節を含む。）を記載すること。 十六 取引が不成立の場合には、その旨を表示すること。 十七 電磁的記録により作成する場合は、以下に掲げる要件を満たすこと。なお、この場合において、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。 十八 受注（自己の計算による取引の場合は、発注。以下この表において同じ。）と同時に、注文内容を電子計算機へ入力すること。 十九 顧客からの照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。 二十 入力された注文内容の控えを作成し、及び保存すること。 二十一 電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。 二十二 入力された事項を取消し、又は修正した場合は、その取消し又は修正の記録がそのまま残されること。	

	<p>商品デリバ ティブ取引 日記帳</p>	
<p>(6) 注文内容を電話により営業所又は事務所に連絡する場合、電子計算機の稼働終了後に翌日の注文を受託する場合、災害等により電子計算機が使用不能となる場合その他受注と同時に電子計算機に直接入力して作成することが不可能な場合には、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載された電子計算機への直接入力により作成した注文伝票を併せて保存する場合には、手書きの注文伝票に追記する必要はない。</p> <p>十二 注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。</p> <p>十三 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。</p> <p>十四 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。</p> <p>十五 商品取引所の定める規則により当該商品取引所の開設する商品市場において、恒常的に売付け又は買付けの気配を提示する会員等が、当該気配として行う注文については、作成することを要しない。</p> <p>十六 商品取引所の定める規則により当該商品取引所の開設する商品市場において、注文時に新規若しくは決済の別又は権利行使若しくは被権利行使の別を指示することが不要とされているものについては、これらの事項を記載をすることを要しない。</p> <p>十七 注文伝票は日付順につづり込んで保存すること。</p> <p>一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあつては、記載することを要しない。</p> <p>二 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。</p> <p>三 約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあつては、約定年月日を記載すれば足りる。</p> <p>四 約定日時については、板寄せ取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。</p> <p>五 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>六 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 限月</p> <p>(2) 新規又は決済の別</p> <p>七 権利行使期間及び権利行使価格</p> <p>プット又はコールの別</p> <p>新規又は決済の別</p> <p>(5) 権利行使又は被権利行使の別</p> <p>(6) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容</p> <p>七 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。</p> <p>八 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使</p>	<p>一 商品又は商品指数</p> <p>二 自己又は受託の別</p> <p>三 委託者等名</p> <p>四 約定日時</p> <p>五 対価の額又は約定価格等</p> <p>六 取引の種類</p> <p>七 売付け又は買付け</p> <p>八 数量（数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの）</p>	

商品デリバティブ取引勘定元帳	<ol style="list-style-type: none"> 一 商品又は商品指数 二 自己又は受託の別 三 委託者等名 四 約定日時 五 対価の額又は約定価格等 六 取引の種類 七 売付け又は買付けの別 八 数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 九 手数料等 十 消費税額 十一 出入金 十二 差引残高 十三 取引証拠金等に関する事項 	<p>又は被権利行使の別の記載を要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあつては、記載することを要しない。 二 自己又は受託の別（受託の場合にあつては、委託者等別）に記載すること。 三 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 四 約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあつては、約定年月日を記載すれば足りる。 五 約定日時については、板寄せ取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。 六 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、限月を記載すること。 七 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 限月 (2) 権利行使期間及び権利行使価格 (3) プット又はコールの別 (4) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 八 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 九 出入金については、現金又は有価証券の別、その年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。 十 差引残高については、現金又は有価証券の別、銘柄、数量及び金額を記載すること。 十一 取引証拠金等に関する事項については、現金又は有価証券の別、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。 十二 委託者等別に取引経過を記載すること。 十三 注文・清算分離行為が行われた取引に係る委託手数料については、清算執行会員等の勘定元帳には、当該清算執行会員等が委託者から直接受領した手数料等を記載すること。 十四 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成することを要しない。ただし、委託者から直接手数料等を受領した場合には、委託者名、手数料等並びに入出金及び差引残高を記載すること。
商品デリバティブ取引残高帳	<ol style="list-style-type: none"> 一 帳簿の作成日 二 商品又は商品指数 三 自己又は受託の別 四 委託者等名 五 約定日時 六 対価の額又は約定価格等 七 取引の種類 八 売付け又は買付けの別 	<ol style="list-style-type: none"> 一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあつては、記載することを要しない。 二 自己又は受託の別（受託の場合にあつては、委託者等別）に記載すること。 三 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 四 約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあつては、約定年月日を記載すれば足りる。 五 約定日時については、板寄せ取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。 六 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合

<p>商品デリバティブ取引受渡計算帳</p>	<p>媒介又は代理に係る取引記録</p>
<p>九 決済の終了していない取引に係る数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 十 時価評価損益額 十一 取引証拠金維持額 十二 預託申告額</p>	<p>一 商品 二 限月 三 自己又は受託の別 四 委託者等名 五 約定日時 六 約定価格又は権利行使価格 七 受渡年月日 八 受渡数量</p>
<p>七 行われる取引を含む。及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 権利行使期間及び権利行使価格 (3) プット又はコールの別 (4) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 八 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 九 取引証拠金維持額については、商品取引所又は商品取引清算機関が、これらの者が定める規則により預託を受けなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。 十 預託申告額については、商品取引所又は商品取引清算機関が定める規則により会員等又は清算参加者がこれらの者に預託をしなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。</p>	<p>一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものには、記載することを要しない。 二 商品については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三 約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、約定年月日を記載すれば足りる。 四 約定日時については、板寄せ取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 五 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。</p> <p>法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものに限り、記載すること。</p>

別表第五（第二百二十六条の二十五関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
<p>商品先物取引仲介補助簿</p>	<p>一 商品又は商品指数 二 所属商品先物取引業者の 三 商号又は名称 四 委託者等名 五 申込みを受けた日時 六 約定日時 七 対価の額又は約定価格等 八 取引の種類 九 売付け又は買付けの別 十 指値又は成行その他注文 十一 種類 十二 申込みを受けた数量（数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの） 十三 約定数量（数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの）</p>	<p>一 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二 申込みを受けた日時及び約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあつては、申込みを受けた年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。 三 約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引の場合にあつては、約定日及び場節を記載すること。 四 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 五 新規又は決済の別 六 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 七 権利行使期間及び権利行使価格 八 プット又はコールの別 九 新規又は決済の別 十 権利行使又は被権利行使の別 十一 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 十二 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 十三 指値又は成行その他注文の種類については、指値の場合にあつては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあつては、取引を行う日（商品市場における取引にあつては、場節を含む。）を記載すること。 十四 所属商品先物取引業者が二以上ある場合は、所属商品先物取引業者ごとに作成すること。 十五 商品先物取引仲介補助簿は日付順に記載して保存すること。 十六 取引が不成立の場合には、その旨を表示すること。 十七 取引の内容に係る部分については、商品先物取引仲介業者が知り得た事項について記載すること。 十八 電磁的記録により作成する場合にあつては、以下に掲げる要件を満たすこと。なお、この場合においては、一覧表形式で商品先物取引仲介補助簿を作成できるものとする。 十九 申込みを受けた時に、申込内容を電子計算機へ入力すること。 二十 電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。 二十一 注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。 二十二 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別を記載すること。 二十三 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別を記載すること。</p>

別表第六（第七十一条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
<p>特定店頭商品デ リバティブ取引 日記帳</p>	<p>一 商品又は商品指数 取引の相手方 約定期月日 対価の額又は約定価格等 取引の種類 取付け又は買付けの別 売付け又は買付けの別 数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）</p>	<p>一 商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二 取引の種類については、法第二十四条第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 三 新規又は決済の別 （1）あつては、次に掲げる事項を記載すること。 （2）権利行使期間及び権利行使価格 （3）プット又はコールの別 （4）新規又は決済の別 （5）権利行使又は被権利行使の別 四 取引の種類については、法第二十四条第六号に掲げる取引の場合にあっては、 一 商品について、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。</p>
<p>特定店頭商品デ リバティブ取引 受渡計算帳</p>	<p>一 商品 限月 取引の相手方 約定期月日 約定価格又は権利行使価格 約定期月日 受渡数量又は数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）</p>	<p>一 商品について、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 二 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。</p>

十五 載を要しない。
十六 者とする商品先物取引仲介業者は、作成することを要しない。
十七 新規若しくは決済の別又は権利行使若しくは被権利行使の別を指示することが不要とされて
いるものについては、これらの事項を記載することを要しない。